

2011.6

PL Report <2011 No.1>

国内の PL 関連情報

■ 納入元の刺し身が原因で食中毒

(2011 年 3 月 04 日 西部読売新聞)

延岡市の飲食店で下痢や発熱、吐き気などの症状を訴えた食中毒事故が発生した。宮崎県衛生管理課によると、2月25日夜「たこわさ」や「もずく」「地鶏」などを食べた35人が発症した。患者からノロウイルスが検出され、延岡保健所の調査の結果、ノロウイルスの混入場所は同飲食店に刺身を納入していた鮮魚店であることが判明したため、保健所は納入した鮮魚店に2月25日から3月1日までに販売した魚介類173・6キロの回収命令を出すとともに2日間の営業停止処分にした。

ここがポイント

本件は飲食店における食中毒の事例であり、原因が納入された刺身にあることが判明したため、保健所が納入した鮮魚店を営業停止処分としたものです。ただし消費者に提供した製品の欠陥により事故が発生した際に、被害者から製造物責任に基づく損害賠償を一義的に問われるのは通常は最終製品（本件であれば料理）を提供した事業者です。

市場へ欠陥のない最終製品を供給するためには、原材料や部品を納入する事業者が、要求される安全レベルを満たしていることを確認するだけでなく、受入れる最終製品を製造する事業者においても、安全性を十分に確認することが得策です。納入品の安全仕様を事前に決める、受入検査等を行う、必要かつ可能な範囲で納入事業者の監査を定期的に行う等の品質管理がPL事故防止のために重要となります。

また、最終製品の製造事業者は、納入事業者に対し、事故原因への寄与割合等に応じて、求償を可能とする内容を盛り込んだ契約を事前に取り交わしておくことも、自社の損害負担を軽減ために有効と考えられます。

■ 園芸用品による事故事例

(2011 年 3 月 17 日 国民生活センター)

除草剤、殺虫剤、肥料、用土などの園芸用品による体調不良や誤飲など、ここ11年間で139件の事故事例が国民生活センターの危害情報システムに寄せられている。使用者本人のみならず周辺住民などからの苦情相談も目立っている。具体的な危害の内容は、頭痛、呼吸困難、のどの痛みが多くを占めるが、その他に目の腫れ、吐き気、しびれ、肌のかぶれ、悪臭など多岐にわたる。殆どの場合は1週間以内の治療であるが、入院も2件の事例があった。

なお、誤飲に関する事例は39件あり、年代別に見ると3歳以下が33件で、その内1歳以下が28件と誤飲事故全体の7割を占めている。

同センターでは問題点として以下の3点をあげて、消費者に注意を喚起している。

- ・ 注意表示等の確認が困難な幼児による誤飲が多い。
- ・ 使用者が使用方法や使用量について適切な管理・使用をしないと、使用者自身のみならず周辺へも危害が生じる。

- ・表示がなかったり、注意表示はあるが文字が小さく読めないなど、製品の注意書きや表示に不十分なものがある。

ここがポイント

一般に製品の安全性を確保するためには、「本質安全設計（設計で危害の原因を取り除く）⇒安全防護対策（防護カバーやセンサー等によるリスク軽減）⇒使用上の注意表記（製品本体や取扱説明書における警告・注意表示）」の順で対策を施すことが基本です。本件のような製品の特性に鑑みれば、健康被害の可能性をゼロにすることはできなくとも、可能な限り人への危害の少ない原料の選択など、本質安全の観点からの対策にまず取り組むべきです。その上で安全防護策として、使用者が誤った操作をしても危険な状況を招かないような対策（フールプルーフ）や、いたづらをしても安全な対策（タンパープルーフ）等を検討する必要があります。

例えば、本質安全対策として、容器の容量を少なくすることにより一回で使い切り小分けや保管を不要にする、液状の薬剤を噴霧するのではなく塗布・注入するよう使用方法を変更する、薬剤を液状・粉末ではなく粒剤にすることなどが考えられます。安全防護策としては、セーフティーキャップ（ダブルアクションにより子供が開けにくい）などが考えられます。表示面の対策を考える以前に、これらの対策の可能性について優先的に検討・実施する必要があります。しかしながら、それらの対策にも限界があることから、例えば、誤飲を防止するために、容器の形、色、ラベルデザインなどを清涼飲料水のそれと見誤らないようにした上で、「誤飲注意」の表示だけではなく使用者が内容物を他の容器（例えばお茶のペットボトル）に移し変えないよう注意書きを行うなど、注意・警告表示等の面でも製品特性を十分に踏まえた工夫が重要となります。

電機炊飯器による事故事例

（2011 年 3 月 17 日 国民生活センター）

国民生活センターは、電気炊飯器による子どものやけど防止に向けて消費者に使用の際の注意を促すと共に、業界に対して蒸気の排出を抑える形式の炊飯器の拡充を要望した。同センターの危害情報システムによると 2004 年度から 2009 年度までに炊飯器で火傷を負った事例は 177 件報告されており、10 歳未満の子供が全体の 84.7%となる 150 件、そのうち 4 歳未満の乳幼児が 78.5%に当たる 139 件を占めている。事故の原因の多くは、炊飯器に手をかざす、つかまり立ちをする、上に座る、などにより炊飯中に排出される高温の蒸気が触れることによるもので、手術が必要な重篤なやけどを負った事例も 4 件あった。

同センターが、複数のメーカーの蒸気を直接排出する従来型の炊飯器（従来タイプ）と蒸気の排出を抑える機能が付いた炊飯器（蒸気カットタイプ）の比較テストを実施した結果、蒸気カットタイプでは、従来タイプに比べ蒸気の温度が大幅に低いか、蒸気が全く排出されないことが確認された。

ここがポイント

国民生活センターのテスト対象となった製品には、本体あるいは取扱説明書に「蒸気口に顔や手を近づけない」、「炊飯中や直後は蒸気口に手を触れない」などの注意表示があることが確認され、消費者に対して「子どものいる家庭では、炊飯器を子どもの手の届かない場所に置くこと」とのアドバイスが記述されていますが、さらなる安全性確保に向けて、同センターは業界に対して蒸気の排出を抑えた製品の拡充を要望しています。

過去においては、電気炊飯器が高温の蒸気を排出する当然のことであり、火傷のリスクはあるものの、指示警告すれば社会的に許容されるものと考えられていました。しかし、技術の進歩によりこのリスクは本質安全設計により低減することが可能となり、事故件数も少なく重篤な例もあることから、社会的に許容されないリスクへと変化しつつあります。

このように、社会的に許容されるリスクのレベルや求められる対策の内容は、時代とともに変化します。これまでのリスク低減対策を踏襲するだけでなく、社会環境の変化を認識した時代要請に適合したリスクアセスメントを随時実施することが求められます。

海外の PL 関連情報

EU が集团的救済制度の統一化を検討、2012 年に法制化着手へ

欧州委員会（EC）は 2 月 4 日、EU 圏内で適用される集团的救済制度の方針を公表し、4 月末までの間、各国各界からの意見（パブリックコンサルテーション）を求めた。

EU（欧州連合）の加盟国は 27 カ国に及んでおり、集团的救済制度において、EU 加盟国間で不公平がないよう統一された制度の考え方を提示し、加盟国政府や産業界や消費者からの意見を募ったもの。

集团的救済制度は、同じ原因によって多くの消費者が損害を受けたなどの場合に、利害関係を共通にする複数の人が、同時に原告側となって訴えを起こすことなどにより、損害の救済を図る制度であり加盟国は独自に法制度を制定している。EU 圏内の自由な物品の移動やサービスの供給に伴う損害賠償が加盟国間の国境を越えることが増え、当事者が複数の国に所在することも多く、統一された集团的救済制度が求められ、過去数年間にわたり EC において検討がなされてきた。

これまでの検討結果を踏まえ、提示されたコンサルティングペーパーでは、集团的救済制度のあり方として、以下の 6 つの原則が掲げられている。

1. 救済の効果・効率の必要性
2. 原告代表の役割と関連情報の重要性
3. 代替解決機関のような紛争解決制度の制定
4. 根拠薄弱な訴訟を回避するための救済規定の制定
5. 消費者や中小企業が提訴するための財政支援制度の制定
6. 効果的な強制執行制度の制定

EC では、パブリックコンサルテーション結果も踏まえ、2011 年末までに集团的救済制度に関する基本方針を決定の上、2012 年より法制化に着手するとしている。

ここがポイント

米国では被害を受けた消費者等の集团的救済を図る手段として、集団訴訟の一つであるクラスアクションが頻繁に利用され、原告を募るにはオプトアウト式（原告代表が原告の募集をし、拒否の意思表示がなければ対象者は原告となる方式）が規定されているため、原告が多人数となり巨額な賠償額となることが頻発しましたが、2005 年クラスアクション公正法の成立により、被告に有利な州裁判所から連邦裁判所への移送の金額基準緩和や、和解目的のクラスアクションの制限など、一定の制限が加えられました。

一方、欧州では、オプトアウト式のクラスアクションを採用している国がポルトガルなどの少数国であり、社会問題とはなっていません。米国型クラスアクションの採用の可能性を含め、EU 内で統一した集団的救済制度を策定するための作業が 4 年間続いています。米国の状況を鑑みオプトイン式（原告代表が原告の応募をし、参加の意思表示をした対象者のみが原告となる方式）の集団的救済制度を指向する意見が多く出されました。今回の意見募集の対象となったコンサルティングペーパーと同時に公表された EC のプレスリリースにおいても、現時点で方向性は固まらないものの、米国型クラスアクションの導入は、欧州委員会としては反対の意向である旨記載されています。

EU における集団的救済制度の検討は、必ずしも訴訟による解決に限られず、ADR（裁判外紛争解決手続）の創設なども含まれますが、集団的救済制度が EU 内で統一、法制化された場合、加盟国ごとに既存制度との関係で影響度に違いはあるものの、従来、制度面の制約や費用・手間など様々な理由から、被害者による集団的な損害賠償請求とならなかった事故等についても、損害賠償請求が増加することも考えられます。事業者においては、EU における検討状況を注視するとともに、重大事故ばかりでなく、その他の事故（傷害程度は小さくても一定数発生している事故等）についても、的確な情報収集と対応策の検討を進めておく必要があります。

米国における自動車運転中の携帯電話使用の法規制

米国で自動車運転時の携帯電話使用に関する法規制の動きが広がっている。現在、8 州で全てのドライバーが運転中にハンズフリー以外の携帯電話を使用することを法律で禁止しており、多くの州において、特定のドライバー（初心者、スクールバス等）について、運転中の携帯電話（ハンズフリーを含む）を禁止している。また、特に、携帯メールをしながらの運転は危険度が高いとされ、既に 31 州とワシントン DC とグアム地区では禁止する法律が制定されており、未制定の州においても、制定に向け各方面から圧力が高まることが予想される。

2009 年には衝突事故の内、20%が運転中に注意が逸れた事が原因であり、約 5,500 名の命が奪われたと試算されており、自動車運転中の携帯電話の使用に対する法規制が強まる傾向が続くと思われる。

ここがポイント

自動車の運転中に注意が削がれる原因として、車内での飲食や同乗者との会話やナビゲーション装置の操作などがありますが、携帯電話の普及により運転時に使用することも多くなり、携帯電話の使用、特にメール機能の使用による危険性が注目されています。

携帯電話は、ハンズフリーの場合を除き自動車の運転中に使用することを意図した製品ではないものの、携帯電話の製造事業者は、製品使用上の禁止事項の説明が十分でなかったこと等を理由とする製造物責任を問われることがないよう、禁止事項を含めた適切な使用法の案内をすることが製造物責任リスク対応上必要です。携帯電話でメールをしながらの運転は危険性が高いことの情報を含め、携帯電話の正しい使用方法を改めて啓発することが重要となります。

なお、米国では州が各々の行政機関を持ち、法制度も独立していますが、多くの州で共通して導入される規制の背景には、特定製品のリスクに関する行政を含む社会全般の見方や意

識が反映されています。事業者は、当初予想していなかった使用形態の増加や新しい規制の動向も踏まえつつ、自社製品のリスクを改めて見直し、今後の設計上、指示警告上の対策を検討し続けることが重要です。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2011